

奈 個 情 第 2 9 号
令和2年10月29日

奈良市長 様
(担当課 福祉部国保年金課)

奈良市個人情報保護審議会
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について (答申)

令和2年9月9日付け奈福国第277号で諮問のあった下記の件について、別紙
のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第02-7号】

電子申請サービスに係る電子計算機の結合について

(別紙)

答申：個情第35号

諮問：個情第02-7号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市長が、事業者が提供するシステムを利用し、国民健康保険の資格等の申請を電子申請することについて、事業者が提供する電子申請サービスに係るシステムを利用し、実施機関の管理する端末機器と当該事業者が管理するクラウドサーバを結合し、当該クラウドサーバ上で国民健康保険の資格等の申請者に係る個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、申請者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

奈良市長（以下「実施機関」という。）は、国民健康保険の資格等の申請を電子申請することについて、次のとおり説明した。

1 電子申請サービスについて

(1) 電子申請サービスの導入の経緯について

実施機関は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、来庁せずにできる手続や待ち時間を短縮できるサービス等の利用のため、国民健康保険の加入並びに脱退及び医療費が高額になる場合における自己負担を基準以下に抑えるために医療機関に提出する限度額適用認定証の交付申請（以下「国民健康保険の資格等の申請」という。）を電子申請で行おうとするものである。

現在、国民健康保険の資格等の申請は、紙媒体の申請書等を市役所窓口に直接提出する、又は申請書等を市役所に郵送することで手続を行っている。これら紙媒体による申請書の提出に加えて、スマートフォンなどの端末機器を利用した申請手続を可能とするものである。

(2) 電子申請サービスの流れ

ア 国民健康保険の資格等の申請を電子申請する者（以下「申請者」という。）は、申請者の端末機器にインストールした無料通信アプリで奈良市が開設した公式アカウントを登録し、国民健康保険の手続を選択し、一問一答の対話形式にしたがって手続を行う。

イ アで申請者の氏名、住所等の必要事項を入力するほか、運転免許証など本人に係る身分証を送信することで申請する。

ウ イにより申請者が申請した情報（以下「申請情報」という。）は、事業者が管理するクラウドサーバ（以下「クラウドサーバ」という。）に保存される。

エ 実施機関は、クラウドサーバで保存された申請情報を実施機関の端末機器に転送する。

2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、国民健康保険の資格等の申請を電子申請するに当たり、次のような措置を講じることで、奈良市長（以下「実施機関」という。）の安全性を確保しようとするものである。

(1) 申請情報を扱う実施機関の端末機器を限定するとともに、当該端末機器のログインIDやパスワードによるアクセス権限を設定することによりシステムにアクセスする職員を制限すること。

(2) 申請情報の取扱いについて、その作業手順を定めた「個人情報管理マニュアル」を作成すること。

(3) 当該事業者が講じた次の措置を確認していること。

ア 「情報セキュリティ対策」を定め、申請情報を適切に取得・利用・提供し、不正アクセス等を予防・是正し、個人情報に関する法令等を遵守するため、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、その継続的な見直し、及び改善に努める体制を構築していること。

イ 申請者の端末機器、無料通信アプリ、クラウドサーバ及び実施機関の端末機器を接続するそれぞれのネットワーク回線はすべて暗号化すること。

ウ 当該事業者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO 27001、27017及び27018の認証を取得していること。

第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が申請情報を適正に取り扱うために第2の2(1)から(3)までの説明による措置を講じようとしていることから、実施機関が国民健康保険の資格等の申請を電子申請することについて、公益上の必要があり、また申請者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該申請者の権利利益が不当に侵害されることはない判断した。ただし、実施機関が国民健康保険の資格等の申請を

電子申請するに当たっては、次の事項に留意し、申請情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

クラウドサーバを管理する事業者が提示している免責事項、サービスを提供する事業者の利用契約等の内容を確認し、個人情報保護措置等の実施に関する責任の所在を確認すること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年 9月 9日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 9月24日	令和2年度第4回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和2年10月29日	令和2年度第5回審議会 1 事案の審議を行った。 2 答申案の取りまとめを行った。
令和2年10月29日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会 長
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者